

公益社団法人群馬県歯科技工士会 事業・組織体系図

認定法別表

大項目：公益 1 公益事業 76%

歯科技工の学術、技術、知識を生かして、情報を共有し地域社会の福祉増進及び歯科保健に寄与する事を目的とした事業。

↓
学術部

中項目：公益 1 (1) 生涯研修 25%
学術及び技術の振興を目的とする事業

小項目：公益 1(1)① 基本研修
小項目：公益 1(1)② 自由研修
小項目：公益 1(1)③ 歯科技工学会等の参加

↓
技対部

中項目：公益 1 (2) ネーム入れ活動 17%
福祉、災害の支援を増進する事業

小項目：公益 1(2)① ネーム入れ活動
小項目：公益 1(2)② 災害支援
小項目：公益 1(2)③ マウスガード支援

↓
厚生部

中項目：公益 1 (3) イベント 17%
地域社会の歯科保健に貢献する事業

小項目：公益 1(3)① いい歯イベント
小項目：公益 1(3)② 講演活動
小項目：公益 1(3)③ 関係団体連絡協議会等

↓
広報部

中項目：公益 1 (4) 広報活動 17%
歯科技工に関する情報を提供する事業

小項目：公益 1(4)① 年 2 回以上のかわら版発行
小項目：公益 1(4)② ホームページによる情報提供
小項目：公益 1(4)③ トレーサビリティ管理 (技工録)

大項目 他 1 管理事業 (福利厚生) 24%

会員の親睦、福祉及び厚生を推進する事業

中項目：他 1 (1) 組織拡充事業 3% 他 1 (2) 総合振興事業 10%
他 1 (3) 渉外事業 11%

小項目：他 1 (1)① 入会案内
他 1 (2)① 賀詞交換会等の交流事業
他 1 (3)① (ア) 会員に対する慶弔 (イ) スポーツ大会等の参加